

Title	ワイマール共和国における人民保守派(II) : 新保守主義の一試行
Sub Title	The "People's conservative" in the Weimar Republic : an attempt of the new conservatism (II)
Author	大嶽, 卓弘(Odake, Takahiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1984
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.4 (1984. 3) ,p.55(321)- 71(337)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19840300-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ワイマール共和国における人民保守派(Ⅱ)

—新保守主義の一試行—

大 嶽 卓 弘

Ⅲ 人民保守派の成立

1 対立の激化と勢力の逆転

いわゆる相対的安定期を通じて、国家人民党は縦横二つの軸が交錯する対立構図を形成したが、その対立は時間と共に尖鋭化していった。縦断面においては党指導部・国会議員団と地方組織、邦連盟——特に東エルベ地方——が、横断面においては旧来の帝政保守派・全独連盟系右翼らによる党内右派と人民保守派・キリスト教社会派による党内左派とが対峙した。ドーズ案をめぐる紛糾の後党指導部を形成したシーレ、ヴェスタルプらは、皆連立支持の立場に立っており、議員団も多くがこの路線に従った。彼らの基本的動機は利益団体の意向を代弁することにあり、そのことによって党が財政的支持を受けるのを目的の一つとしていた。党の連立参加については、党内左派も独自の理由から支持した。即

ワイマール共和国における人民保守派(Ⅱ)

ち彼らが持つ新しい保守主義理念と、それに伴う新たな政治的協力の確立が、彼らをして連立擁護せしめた理由であった。一方右派は、国民的反対理念に従って野党に留まることを主張した。彼らは、そのことによって政権の基盤が不安定になり、ひいては議会主義が危うくなくても痛くも痒くもない、むしろ議会主義に基づく共和政の崩壊をこそ目指していた⁽¹⁾。党地方組織も、直接選挙民と接してナショナルな宣伝を行っているので、党指導部の連立志向方針を利益団体に躍らされた党原理への裏切りと見なし、野党の立場に留まることを主張した。こうした縦横の対立関係は、一九二七年から翌一九二八年にかけて大きく自己展開を遂げる。まず党内右派は、フーゲンベルクの財力と全独連盟の組織力を動員して、地方組織、即ち東エルベの邦連盟を次々と自己の傘下に収めていった。この動きは既にドーズ案問題直後から見られた⁽²⁾が、一九二七—一九二八年段階でかなりの成果を収めていた。フーゲンベルクを中心とする党内右派の次の一步は党内で左派勢力

を失墜させることであり、そして同時に、連立を志し妥協に流れる党指導部を自らの手で打倒し、党方針の根本的転換を図ることにあった。正にその闘いにおいて、一九二八年の総選挙結果が恰好の論争材料を提供したのであった。

党内両翼は、その理念の相違から来る当然の論理的帰結である二つの全く反する選挙敗因を主張した。利益団体の意向を無視できないヴェスタルプら指導部及び議員団は、基本的に政権離脱によって自己の政策を実施できなかったことが選挙民の離反を招いた、と考えた。いくつかの団体からの圧力が以前から加えられて来たが、それと同時に事実問題として、一九二八年五月の選挙で勝利を収めたのが社会民主党だけでなく、個別の業界、社会集団の利益を代表した新設の小政党であったことは、彼らの考え方を裏付けているとも言えよう⁽⁴⁾。これに対してフリーゲンベルクら右派は、むしろ党指導部及び議員団による党原理への背信、即ち共和国の承認及び共和主義勢力との妥協が国民的反対理念に期待する選挙民を失望させた、と考えた。保守的帝政派もこれに同調し、右派は一致して反連立の論陣を張った⁽⁵⁾。邦連盟のいくつかも、この陣営に傾斜していった。

こうした中、党内左派の代表的指導者の一人、D H V出身のワルター・ラムバッハは「君主主義」と題する論文を発表し、選挙敗北の原因を發展させて、これからの保守主義が目指すべき方向を従来の君主主義イデオロギー放棄、共和主義者の取り込みに置く、画期的な考え方を開陳した⁽⁶⁾。この背景としては、ラムバッハらが党勢拡大の為に青年層の吸収を企てていたこと、又究極的に

は共和主義を奉ずる他勢力と協力して新しい政治勢力を創り出す為の布石を打とうとしていたこと、などがあげられる。これに対してフリーゲンベルクら右派は決定的攻勢に出た。元来その政治的起源においてけっして帝政主義的心情があったとは言えない全独連盟、そしてその代表的人物としてのフリーゲンベルクは、多くの党派抗争的動機でラムバッハの「君主主義」論文を利用した。実際フリーゲンベルク自身、君主主義イデオロギーに何ら重きを置いていなかった。彼は君主政か共和政かという問題よりも、ドイツの特質にふさわしい国家の創出をこそ重視していた⁽⁷⁾。しかし、彼はここで反ラムバッハ攻勢を行うことによって党内左派を打倒し、党内における右派の発言権を増大させて指導部の連立方針を挫くと共に、本来別系列にあった右派の二つのグループ——保守帝政派グループと全独連盟グループ——を自らのイニシャチブの下に深く結合させ、強力なブロックを形成するという戦略を立てたのであった。フリーゲンベルクのラムバッハ攻撃は、熾烈を極めた。

もちろん純粋な理論面から言えば、ラムバッハの考え方は党綱領とは相容れぬものであったから指導部も放置する訳にはいかなかった。しかし議員団の多くはこれを問題化させる必要を認めず、連立政策を支持する基本姿勢において共通点を持っていったせいもあって、ラムバッハ、そして党内左派に同情的であった⁽⁸⁾。七月二日、ラムバッハ問題処理の為の国家人民党国会議員団会議が持たれた。しかし先に述べたようにラムバッハに同情的であった議員の多数は、実質的な決定を下すのを避け、党の基本方

針を云々した彼の行為を問題化させなかった。即ち、名目的にラムバッハ論文の非承認を決議しながら、彼の身分には一切手をつけなかったのであった。七月七日、党指導部は、邦連盟段階でもラムバッハを除名しないようにという決議をした。この決議自身、党構造における邦連盟の自立性の高さを示すものと言える。しかし、地方組織を牽制せんとする指導部の意図を超えて事態は進んでいった。党中央機構の最下部に位置していた党代議会が翌八日から開かれると、その際、ヴェスタルプが党の団結を強調してラムバッハ事件処理を党規委員会に委ねる方向で解決しようとしたのに対して、全国四五の邦連盟中一五の邦連盟代表がドメスの指導の下、反対姿勢を打ち出した。ラムバッハの処遇について、彼らは一致して除名を要求したのであった。一五邦連盟の結束は議事の進行を困難にした。ヴェスタルプは紛糾を避けて議長を降り、腹心のヴァルラフ(M. Wallraf)にその職を委ねて、党代議会が上部機関の決定を尊重するよう要望を出したが、これもフリーゲンベルクの反対を受けた。結局難航の末、ラムバッハ事件の処理は、特別な機関を設けた上でそこが決定を下すことに決した。こうして事件は解決の糸口を見い出したかに見えたが、七月二四日、ラムバッハ所属のポツダム邦連盟が自らのイニシヤチブで彼を除名したことから、再び混乱が起こる。ラムバッハは党裁判に提訴し、両派の争いは激化の一途を辿った。

ポツダム邦連盟の処置は、党中央に対する地方組織の反抗とフリーゲンベルク系党内右派のイデオロギーとが結びついた例証である。党代議会でフリーゲンベルク側に立った一五邦連盟の背後に

ワイマール共和国における人民保守派(II)

は、既に全代議員一六六名中六七名の親フリーゲンベルク系代議員が存在していた⁽¹¹⁾。彼らは、指導部不信任の回状まで作成している⁽¹²⁾。フリーゲンベルク系新聞によるプロパガンダも強力に行われ、ラムバッハ事件における右派の理念攻勢は優勢に進められていたと判断できる。他方で、ラムバッハ擁護の論陣を張ったのは農村同盟系ドイツ日刊新聞⁽¹³⁾(Deutsche Tages Zeitung)、クロイツァイトウンク、ドイツ一般新聞(Deutsche Allgemeine Zeitung)などであった。

八月二九日、党裁判所はシュルツ・ブロムベルク(G. Schultz-Bromberg)を長に、判決を下した。それによると邦連盟による除名処分は取り消され、改めてラムバッハに警戒が下されることとなっていた⁽¹⁴⁾。これは、表面的にラムバッハの考えを否定したものの、彼及び彼の周囲にある勢力に傷をつけないという意味で指導部と議員団の意向に沿ったものであった。しかしながらこの判決も、事態を鎮静させはしなかった。もはや党裁判における判決にも、その裏付けとなる政治的力が無い限り、党内抗争を収拾する効果など期待できないところまでになっていた。九月七日、オズナブリュック、ハノーファー、ブレーメン、グレンツマルク、ポツダムなどの邦連盟は、十月末に改めて党代議会を招集することを求めた書簡をヴェスタルプに送った。そしてその席上で、彼らが党内役職からのラムバッハの辞任を迫るつもりであると明言されていた⁽¹⁵⁾。結局代議会招集は要求通りになったが、それは党内抗争に第二の舞台を与えることとなる。というのも、そこでは党首選挙が予定されたからである。党首候補としてフリーゲンベルク

を擁した右派と、現党首ヴェスタルプを支持する議員団主流、そして左派勢力は、再び活発な宣伝戦を繰り広げていった。このようにしてラムバツハ事件は、本質的解決を見ぬまま、その根本的原因である党内抗争が党首選挙に移行していくと断ち消えとなっていく。

ラムバツハ事件の意義は、それまで比較的個別に対峙していた国家人民党内縦横の対立要因が、ラムバツハ支持・不支持という節にかけられて二大陣営に統合されていく一つの契機をなしたことに見い出せよう。フリーゲンベルクは、保守帝政グループを吸収し地方組織を傘下に入れるという二つの目的を着実に成功させていった。七月の党代議会には、その明白な成果が現われている。一方で、議員団主流と党内左派も共にラムバツハを擁護することで、従来の連立志向という旗印に加えてより理念性の高い旗印——彼の君主主義論文の内容——を得た。議員団のすべてがラムバツハに賛成だったわけではないが、同事件によって彼らと左派が従来以上に結びついた点は指摘し得るであろう。

五月の総選挙敗北は、ラムバツハに限らず党の体質面における深刻な反省を生んでいた。同じ選挙で勝利した社会民主党の大衆組織には及ぶべくもないが、党の大衆組織の弱体が将来に投げかける問題は誰の目にも明らかであったし、従来そうした組織に代る機能を一部で果たして来た利益団体が党に背を向けた時、国家人民党の組織的脆弱性は余りにも明白であった。増大しつつある「戦後の青年」をいかにして党に吸収するか、という点が重要であった。この問題にラムバツハは理念的側面からアプローチした

が、党機構の面からも根本的の改革が必要なところまで来ていた。党指導部でもこの点についての反省は強く、六月十五日、国会議員クヴァーツ(R. Quatz)とポツダム邦連盟議長シュタインホフ(W. Steinhof)に命じて、党機構改革の原案作成に当たらせている。しかし、両名が間もなく起こったラムバツハ事件に巻き込まれフリーゲンベルク陣営に立って活動を始めたため、改革計画は一時中断状態に入る。そして再びその問題が論点となった時、機構改革はそのまま次に控えた党首選と関連して、党内両陣営の抗争材料と化していたのである。両名が提出した改革についての覚え書きは、フリーゲンベルクの党権力掌握の方向に沿って議員団の発言権縮小、議員団長と党首の人格的分離、党首を含めた三人の指導者によるトロイカ体制を打ち出していた⁽¹⁶⁾。もちろんヴェスタルプは、これらの諸提案を拒否した。しかしヴェスタルプ陣営——党首選を前にして議員団多数と左派はヴェスタルプを推した——の対応は、余りに悠長なものであった。七月二日の議員団会議で、ヴェスタルプは議員団長に再選された。しかし、ドーズ案問題以来台頭してきた地方組織、党内右派は、もはや議員団の主導で党首が決定されることなど許しはしない。七月八日の党代議会では、フリーゲンベルクが自らの手になる運動方針案を通過させ、同会において彼の勢力が優勢であることを党内に知らしめていた。又九月五日には党機構改革をめぐる地方組織の代表が会合を持っているが、ドメスの司会で行われたこの集会には一五の邦連盟が代表を送り、実質的にフリーゲンベルク派の結束を内外に示すデモンストレーションとなった⁽¹⁷⁾。フリーゲンベルクの実力は短

期間に急上昇した。七月の党代議会の段階では、実のところ彼が
実力で党首の座を勝ち取る可能性について危ぶむ側近もいたが、
一〇月に入ると彼の影響力はヴェスタルプと比較しても遜色ない
ものとなっていた。在郷軍人組織「鉄兜団」と彼が側近ウエゲナ
ーを通じて接触したのも、この頃であった。これに対抗してヴェ
スタルプ支持の邦連盟が一〇月八日、ベルリンにその代表を参集
させているが、その数一六、フリーゲンベルク支持の邦連盟は現職
ヴェスタルプ支持勢力と全く互角になっていた。

一〇月二〇日、党首選挙の為の党代議会が開かれた。ヴェスタ
ルプは、本投票前に行われた試みの投票でフリーゲンベルクが勝つ
たと知ると、本投票に立候補しようとはしなかった。⁽¹⁹⁾かくして同
会は、事後の申し合わせで議事内容、票数を公表することなく、
フリーゲンベルクの党首選出を宣言したのであった。⁽²⁰⁾フリーゲンベ
ルクはヴェスタルプに替って党首の座に就いた。この党首交替は、
一九二七年に党がマルクス内閣に参加、そして離脱して以後続け
られてきた党内右派による奪権闘争の頂点に置かれる事件であつ
た。伝統的保守帝政派グループを傘下に入れたフリーゲンベルクら
全独連盟系右派は、ここに党の実権を掌握し、自己の理念に基づ
いて党を改造すると共に、もはや反主流となった議員団と、人民
保守派ら左派に対して異分子撲滅の攻勢をかけることになる。翌
一九二九年人民保守派が脱党に追い込まれる運命は、この党首交
替による権力配置の変化によって決まったと言えよう。新党首
は、懸案であった党機構改革に直ちに着手した。その基本的方針
は、彼が自在に動かせる党組織の創立にあった。従来連立志向に

ワイマール共和国における人民保守派(II)

走り、利益団体との結びつきを背景にして党の根本的原理を「踏
みにじて来た」議員団を、政策決定の場から排除し、党指導者
を指導者原理に基づいて組織の最上位に置く、そうした措置によ
って彼の目指すブロック(Block)が形成される筈であった。既
に党首就任演説において彼は、党内での指導者原理の確立と世界
觀を共通にした強固な団結ブロックの創出を呼びかけている。⁽²¹⁾
左派のリンダイナー(v. Lindener-Wildau)が副党首として
チェックをかけたが、それも効果少ないものであった。⁽²²⁾既に、党
政治委員として青年保守主義系トレヴィラヌス(G. R. Trevira-
nus)に替ってフリーゲンベルク腹心の国会議員シュミット(Ha-
nno)が選出されており、左派は全
体として圧迫されつつあった。この状況下でフリーゲンベルクは、
党首が党政策に対して絶対的指導権を発揮できるよう広範な権力
付与を要求した。これは同年一二月に達成されることとなる。又
彼は、ヴェスタルプ勢力の牙城の一つであった党幹部会と党指導
部を、自己の傘下に入れようと試みた。かくして党指導部は実質
的に排除され、他方で党幹部会は、多くがフリーゲンベルク支持者
である地方組織の代表を加えてその多数を確保された上で、審議
と決定の権能が付与された。⁽²³⁾最終的にヴェスタルプ側に残ったの
は、議員団のみとなってしまった。議員団には、利益団体と関係
が深い名望家議員が多かったが、今や党内左派もここに唯一の抵
抗の城を見出し出していた。というのも、正にその点がフリーゲンベ
ルクの不満であった行動と判断の自由が、議員団に存在していた
からである。⁽²⁴⁾もちろん議員の中にもフリーゲンベルク支持者は存在

したが、大勢はヴェスタルプの指導に従っていた。フリーゲンベルクはこの問題を、議員団内に自己の勢力を扶植するのではなく、議員団を自己の下位に置くことで解決しようとした。一九二九年四月、フリーゲンベルク腹心のヴァインターフェルトは、重要な政治問題、特に政権参加問題について党首が議員団の行動を拘束する決定を下し得るべきである、という提案を議員団に行った。これに対して議員団多数は採決をもって拒否したが、その票差は僅かなものであった。²⁵そしてフリーゲンベルクは同じ内容を党幹部会に提案し、六月一五日同会を通過させてその目的を達した。このようにして、フリーゲンベルク及びそのグループは党を自己の手中に収めた。この際、彼が保有していた新聞コンツェルンは、国家人民党に不足していた宣伝力を補完する役目を果たし、一方彼の経済力は党の活動資金を潤沢にした。²⁶国家人民党は一九二七年から一九二八年にかけての党内抗争と「政権交替」によって、以前とは別の政党に生まれ変わったのであった。

2 ヤング案問題と人民保守派の成立

一九二九年夏、ドイツの賠償支払いの行き詰まりによって連合国及びドイツの代表は、ドーズ案に代る新しい支払い計画を作成する必要に迫られた。それはヤング案と呼ばれ、同年八月五日からハーグで開かれた国際会議において列国の承認を得ることになる。このヤング案は、従来の約束より五年早くライントラントから連合軍が撤兵すること、ドイツ経済のコントロール及び抵当設定排除、三年間賠償支払いを年額七億マルク減額することなどを規

定すると共に、外貨交換防衛条項の停止、賠償支払いの長期化など、懸念される面も含んでいた。²⁷この内容が明らかにされると、ドーズ案に似た反響がドイツ国内を包んだ。既に七月九日、——条約締結の一ヶ月前——保守系各勢力はヤング案の国辱的内容に一致して反対を表明し、その代表者は旧プロイセン上院に会同、「ヤング案反対ドイツ国民請願全国委員会」を結成していた。主導権を握ったのは、国家人民党を率いるフリーゲンベルクと鉄兜団のゼルテ (F. Selte) であり、他に合同ドイツ祖国連合、キリスト教国民的農民及びライントフォルクの党、全国農村同盟、そして国家社会主義勢力が参加した。同全国委員会は、フリーゲンベルクが目指していた国民的反対理念に基づくナシヨナリストブロツクの具現と思われた。そして彼らは、そのプロパガンダの中心に「ドイツ国民奴隸化反対法案」——通称「自由法」——を置き、政府の外交姿勢攻撃を開始する。²⁸彼らは九月二八日、ヤング案反対国民請願許可願と共に同法を提出し、宣伝に努めた末、一月には国民投票実施の前提となる有効署名数——有権者数の一割を超える四一三万五千人——を得ることに成功したのであった。²⁹

しかし、運動の波の高まりはそのまま運動の急進化につながっていた。自由法作成のイニシヤチブは、国家社会主義者が取っていた。そしてその第四条に述べられた条約調印責任者の処罰は、余りに急進的な考え方であり、たとえそれが反ワイマール共和国キャンペーンの一貫だとしても、処罰対象にヒンデンブルク大統領が含まれていたことは一部保守派の耐えられぬことであった。既に自由法が公表される前の八月二八日、ニュルンベルクに

全国委員会が開かれた時、ラントフォルク党と農村同盟はそこに代表を送っていない。理念的には全国委員会を支持していた彼らも、それが現状の破壊を目指すものであれば、連帯をためらうのは当然の成り行きであった。九月九日自由法第一草案が完成すると、農村同盟議長クリークスハイム(A. v. Kriegsheim)はとりわけその第四条に対する疑念を表明、同時に農村同盟は自由法公表を待つようフーゲンベルクに要請した。しかし結局これを抑えて同法の内容が九月一二日に公表されると、当初から全国委員会活動に疑いを持って来たヴェスタルプに加えて、農村同盟も同法反対の立場を明確にした。⁽³⁰⁾ 最初から運動の中心にあった鉄兜団も、必ずしも同法を全面的には支持できなかった。全面的賛成を与えたのは、国家社会主義勢力であった。こうしてフーゲンベルクは、全国委員会に集合した右翼保守勢力の中の二つの立場をいかに調整するか、又はどちらを取るかという状況に置かれることとなった。国家人民党内でシーレ、ヴェスタルプ、フーゲンベルクの間の会談がしばしば持たれた。そして正にこの選択についてヴェスタルプは、フーゲンベルクが国家社会主義者と農村同盟の間に立って迷っているなら、ためらうことなく後者を選ぶべきだとの説得に努めたのであった。九月二一日に開かれた全国委員会幹部会でも、大勢は過度の急進化を抑えて大同団結を守る方向にあったので、フーゲンベルクも譲歩を示して第四条から大統領の名が削除されるに至った。しかし、第四条そのものに反対する農村同盟は、基本的に納得していない。又逆にフーゲンベルク側、例えばフライターク・ローリングホフェンは、第四条が第一条の

ワイマール共和国における人民保守派(II)

論理的帰結であるので第四条削除は同法全体を無意味にする指摘、両者の見解は全く食い違ったままであった。⁽³¹⁾

自由法は、必要署名数の獲得によって国会に上呈されることとなった。同法が国会審議に入ったことは、ヤング案問題が国家人民党内対立抗争の新しい論争主題として加わったことを意味する。確かにフーゲンベルクは議員団を自己の下位に置き、党首の命令への服従を義務づけていた。しかしながら、採決に際して議員団が一糸乱れず党首の判断に従った行動を取るか否かは、疑問であった。何よりもヤング案問題、より直接的には自由法の採決問題は、共和国に対するナシヨナリストの姿勢を問う事柄であった。従来から連立参加を志向していた同党議員団多数及び党内左派には、自由法第四条の支持など思いもよらぬことであった。これに対するフーゲンベルクは、全国委員会に結集した右翼保守派諸勢力を自己の主導権下に率いて行かんが為、国家人民党を総体で指揮し得ることが不可欠であり、両者の対決は不可避のものであった。事態を尖鋭化させたのは、党内左派の姿勢である。彼らは、例えば九月二一日におけるフーゲンベルクの譲歩を見て、つい先頃フーゲンベルクの党首選出と党機構改革によって奪われたばかりの党の主導権を、自己の手に奪回する好機が来たと考えた。具体的には、党指導者の交替を目指したのである。左派に属するヘッチ、クレネ、(M. Klönne)、ロイデル(W. v. Kaudel)、リンダイナーらは、自由法第四条に対する反対——それは国会採決での反党行動をも示唆するものであった——を議員団長ヴェスタルプに表明し、明白な反フーゲンベルク行動を開始した。⁽³²⁾ ヴェ

スタルプ自身も単独の立場で一〇月三日、第四条への疑念を表わしたので、議員団多数では採決について必ずしも党首の意向に沿わない空気となっていた。フーゲンベルクはこれに對して、あくまで議員団の一致した投票行動を主張して譲らなかつた。リンダイナーは、党分裂の威嚇を含んだカッセル党大会に向けての自派の企図を明文化し、ヴェスタルプに伝えた。それによれば、フーゲンベルクの政策に抵抗し、党指導者の交替を実現する為に党大会の場を利用することが、当面の目標とされていた。³³ ヴェスタルプやシーレはこうした強硬方針には反対で、党分裂覚悟でカッセル党大会をフーゲンベルク攻撃に利用することも、指導者交替を目指した闘争を実行することも目下実現不可能であり、又無意味なことだと考えていた。彼らから見れば、現在の国家人民党によってすら国会で有効な連立組み合わせを作れない今、——当時の政府は社会民主党を含んだ大連合内閣であった——新たな議員集団が出現しても何ら意味が無いのであった。二人はこの考え方に基づいて、党首フーゲンベルクと左派のリンダイナーらの間を調整することに努めた。あくまでもフーゲンベルクを説得することによって党の政策転換を行うことだけが、彼らの選択技なのであった。十一月一三日のヴェスタルプ、シーレ、リンダイナーによる三者会談では、フーゲンベルクによって「ここ数ヶ月間の党の政策」をテーマに招集されている議員団会議において自由法に關する議論を行わないという申し合わせがなされた。又、平行して行われたヴェスタルプ、シーレ、フーゲンベルク間の会談では、ヤング案成立後の連立形成を本気で考え、取り組まねばならない

という点について話し合われている。しかし、いかなる工作も流れの大勢を止めることはできない。十一月八日に開かれた議員団会議は、自由法に關する両派の白熱した論争の場となつてしまつた。

反フーゲンベルク勢力は、異なる二つの見解に分かれた。一つは、ヴェスタルプの指導に従つて自由法問題で党を割ることを是としない人々であり、他の一つは、自由法第四条問題を共和国とその政府に對する根本的姿勢と結びつけて考え、たとえ党を割つても同法に反対せんとする立場の人々である。議員団会議ではシユランゲル、シェーニゲン、コイデル、クレネ、リンダイナー、ヘツチらが反自由法第四条をうたった声明を出し、後者の立場たることを鮮明にした。ここで彼らが打ち出した根拠は、自由法第四条が他の非社会主義政党との協力を不可能にし、国家人民党を国家社会主義勢力に接近させる、という懸念であつた。フーゲンベルクはこうした人々に強く反発し、結局議員団会議での結論は出なかつた。しかし、カッセル党大会を前にした党内両翼は交渉を続けた。十一月二〇日には再びヴェスタルプ、シーレ、フーゲンベルクによる三者会談が持たれ、以前と全く同じ申し合わせ——党大会で自由法を扱わない——がなされたが、その実効は両勢力共疑わしく思つていた。³⁴ 翌二一日の幹部会では、ヴェスタルプが党首による度重なる議員団への干渉を批判し自由法第四条に反対したが、これに對して党指導部は党の一致した自由法支持を決議せしめ、フーゲンベルクに側面援護を与えた。³⁵

こうした中、十一月二二日、二三日、カッセルにおいて党大会

が開かれた。その期日は農村同盟ベルリン全国大会と重なり、反フリーゲンベルク勢力に不利であった。党大会では、フリーゲンベルク勢力が反対派を攻撃するもう一つの事件が加えられる。左派の代表的人物の一人である青年保守主義者トレヴィラヌスの私信が暴露され、左派攻撃に使用されたのである。友人アーレフェルトにあてられたこの私信は、バーデンにおける選挙結果を踏まえて、官吏、アンゲシュテルテそして産業界が党から離れつつあることを指摘、その理由をフリーゲンベルクの急進的政策に求めている。即ち、プロイセンでのコンコルダート支持はカトリック系の党支持者を失望させ、国家社会主義者への接近は良識ある人々を党から離れさせたと言うのである。この状態を脱する為に、彼は党を脱してブルジョワ勢力と連合することを説いたのであった。⁽³⁷⁾

フリーゲンベルクらはこの書簡を反党行動の証拠として取りあげ、トレヴィラヌス除名の手続きを開始した。ここに至って、ラムバッハ事件、ヤング案をめぐる抗争、トレヴィラヌス事件は有機的に結びつき、一つの大きな潮流として展開していった。トレヴィラヌスの書簡に特徴的なのは、左派が党内におけるフリーゲンベルクの権力の強固な基盤を認識し、もはや党権力奪回による党全体の方向転換を断念したこと、そしてその結果分離脱党のみが残された唯一の道となったこと、その際中央党との結びつきという共和政初頭からの権力構想が考えられたことなどである。そうした構想は人民保守派——キリスト教社会派及び青年保守層を含めて——が常に保持してきた基本的な考え方であり、かつてそれを労働組合中心にアプローチしたのがシュテーターガーヴァルトであっ

ワイマール共和国における人民保守派(Ⅱ)

た。

一月二七日、ベルリンのコンチネンタルホテルに、リンダイナー招集の下で約二〇名の反フリーゲンベルク系国会議員が集まった。ここでは強硬な意見が多数を占め、対決姿勢が強められた。しかしヴェスタルプは先に述べた考えを固持し、両者の調停を諦めなかった。⁽³⁸⁾ 加えて、反フリーゲンベルク勢力の背後には農村同盟等いくつかの政治勢力も控えていた。そのせいもあってかフリーゲンベルクは、反対派の議員が国会における第四条採決に欠席しその主旨を声明として公表することに、一時同意する迄に至る。しかし一月二九日の議員団会議で大勢が声明公表という方法を是としたにも拘らず、その間の討論における自派の勢いを見て、フリーゲンベルクは声明公表を許さない方向に転じた。かくして議員団会議は、対立する二派がそれぞれ別の場所で会議を行うところまで完全な分裂を示したのである。途中、合体審議にまとまることもあったが結局両者は相容れず、分裂は決定的となった。この際第四条に反対して別個の会議に参加したのは、シーレ、リンダイナー、シュランゲル、シェーニゲン、クレネ、ラーデマツハー(W. Rademacher)、ヒュルザー(G. Hülsler)、ラムバッハ、コイデル、ドリアンダー(G. v. Dryander)、レヨイネンク(P. Lejeune-Jung)、トレヴィラヌス、ムム(R. Mumm)、フロム(C. W. Fromm)、シュトラートマン(H. Strathmann)らであった。この中には、党分裂に反対のヴェスタルプ側近ドリアンダーや同様な立場のシーレらもいたが、多くは党を割ることになる人々であった。

一月三〇日、国会において自由法の採決が行われ、第一条は八一対三一八、第二条、第三条もほぼ同様の数で否決された。そして、第四条の採決に際して国家人民党議員団は分裂し、五五名が賛成、一七名が投票を保留したのである。⁽³⁹⁾五五名の議員には、ヴェスタルプの影響下にあった人々も多数含まれている。ヴェスタルプグループは、ここでは党の団結を選んだのであった。ともあれ自由法は否決された。採決における分裂行動の後、ドイツ国家労働者同盟議長ハルトヴィヒ (H. K. Hartwig)、ドイツ国家農業労働者同盟議長ヒュルザーそしてラムバッハの三人は、今回の行動についての私見を発表した。⁽⁴⁰⁾この私見は、かつて論議された「声明」の内容に比べ、はるかに激しいフーゲンベルク批判を打ち出したものであった。フーゲンベルクは直ちに党幹部会を召集して三名の除名を提案、これに応じて同会も六五対九で除名を決議した。ヴェスタルプは再び調停に動いたが、今回はその余地も無かった。一二月三日の議員団会議で三名は脱党を表明した。⁽⁴¹⁾そして同日夜、クレネ、レヨイネーユンク、トレヴィラヌス、コイデル、リンダイナー、ムム、シュランゲル、シェーニゲンらも脱党に踏み切ったのであった。

ヴェスタルプは議員団長を辞したが党内に留まり、彼に従う人々も同様に党に残った。彼らは現時点での分裂に大義名分を認めず、むしろヒンデンブルク大統領が望む国民的連合を形成すること、又はそうした連合に基づく政府に党ぐるみで参加・支持することを重要と考えていた。

注

- (1) Vgl. Streiflichter aus Vergangenheit und Gegenwart (Leopold op. cit, passim)
- (2) Ibid. p. 35ff.
- (3) ポンメルン農村同盟議長デーヴィッツ (J. G. v. Dewitz) からヴェスタルプにあてられた一九二八年一月四日付の書簡では、党が邦連盟の圧力から自由になって農業界の利益をより一層強力に代弁するよう求めている。又、高級官吏を束ねていたドイツ国家高級官吏連盟 (Vereinigung der deutschen nationalen höhere Ministerialbeamte) もヴェスタルプにあてた一九二八年四月一三日付の書簡で、議員団の中では彼ら官吏の利益が十分代弁されていないという非難をしている。
- (4) Westarp Akten (Bracher, a. a. O. S. 277f.)
 (4) Vgl. Milatz, A., Das Ende der Parteien im Spiegel der Wahlen 1930 bis 1933, in: Das Ende der Parteien 1933, hrsg. v. E. Mathias & R. Morsey, Düsseldorf 1960. S. 750f.
 又、ブラッハーは、国家人民党の一九二八年総選挙における敗北の原因を中道、右翼政党で始まっていた構造的変化に見出し、それによって同党は勃興しつつあった利益政党内に基盤を譲らねばならなかった、と分析している。
 Bracher, a. a. O. S. 276ff.
- (5) 退役将軍で帝政派のシュレーンブルク (F. v. d. Schulenburg) はシュライヒャー (K. v. Schleicher) にあつた一九二八年六月二日付の書簡で、党の連立志向政策と黒白赤の旗・君主主義の叫び声との矛盾を批判している。

Jonas, a. a. O. S. 185f.

又、フーゲンベルク派の国会議員オーバーフォーレン (E. Oberföhren) は自己の論文の中で、「党の入閣以来、党路線、その方法そして成果に対する有権者の批判が強くなっている」と指摘している。

Oberföhren, E., *Deutschnationale Gedanken zum Jahreswechsel*, in: „Der Deutschnationale“ IV/1 Aug. 1928 (ebd. S. 32, Anm. 4)

フライタークローリングホフェンによれば、多くの地方組織からその主旨の報告が党中央に届いている。

Freitag-Loringhofen, a. a. O. S. 43.

(9) Lambach, W., „Monarchismus“, in: *Politische Wochenschrift* IV/24, v. 14. Juni 1928, S. 495ff.

「…ヒンデンブルクの卓越した人物像において、ホーエンツォレルン家への回想の情は背後に追いやられた。これによって、好むと好まざるとに拘らず国民層の意識の新たな方向づけが始まった。それは、最初の表現を王侯財産に関する決定に、次には今回の選挙での国家人民党敗北に見ることができ。即ち国家人民党が失ったすべてのものは、君主主義が失ったものである。加えて、一九〇五年以後の世代の青年は、君主政に何ら生活上の関わりを持っていない。彼らにとって君主政は映画や本の上の出来事となっている。それゆえもし党の発展を望むなら、そのアピールは『君主主義者と共和主義者よ、我々の仲間に』とならねばならないであろう。」

(7) Chanady, op. cit. p. 84.

フーゲンベルクの参謀的存在であったフライタークローリングホフェンも同様に、「今日、君主政は映画やオペレッ

ワイマール共和国における人民保守派(II)

タの上での出来事に過ぎない」と述べていた。

Freitag-Loringhofen, a. a. O. S. 53.

そもそもラムバッハの論文が発表される前の六月七日、「同じ *Politische Wochenschrift* 紙に「新しい人々、新しい道」と題する無署名の論文が発表されており、ラムバッハに似た趣向や恐ろしかった。これに対しては、何ら論争など起きなかったのだ。」

Dörr, M., *Die Deutschnationale Volkspartei 1925 bis 1928*, Marburg/Lahn, 1964, S. 495, Anm. 7.

(8) シュランゲンシェーニゲンはラムバッハの考えに共感を示している。

Schlange-Schänigen, a. a. O. S. 27.

マルクス内閣の内相まで務めた党内農業翼のシレーもヴェスタルプあての書簡で、国民的な共和主義者も党内に居住権があるということを主張していた。しかしヴェスタルプは、個人としてはラムバッハの考え方に不賛成であった。

Bracher, a. a. O. S. 280f, Anm. 109, 110.

Teipel, a. a. O. S. 82.

(9) Vgl. Dörr, a. a. O. S. 403-409. Leopold, op. cit. p. 47. 会議の経過については、テールの研究が詳しい。

(10) Westarp Manuskript (Jonas, a. a. O. S. 35)

(11) Dörr, a. a. O. S. 411.

(12) Ebenda S. 412, Anm. 43.

(13) 農村同盟の大半は連立志向政策を支持しており、又、フーゲンベルクによって企てられた同連盟内使用者側グループの切り離し工作に対して反発していた。

(14) 「…ポツダムII邦連盟にとって、ラムバッハ議員の君主主

義論文がその形と内容において全く承認できないものであると、認められる。一方で、党裁判所はラムバッハ議員が党綱領に対する攻撃を意図したのではないという確信を持った。……彼は、党の為に役立つと自分が考えた目的に向かって進むにあたって、道を誤ったに過ぎない。しかし党裁判所の君主主義論文不承認によって、党規約に則って彼に譴責を下す……」

„Deutschnationale“ IV/9 Sep. 1928 (Jonas, a. a. O. S. 36. Anm. 9)

(15) Westarp Manuskript (ebd. S. 37. Anm. 1)

(16) Dörr, a. a. O. S. 443. Anm. 123.

Leopold, op. cit. p. 49f.

トロイカ体制については、フーゲンベルク側近レオ・ヴェゲナー (L. Wegener) が目下のところ最適の形であると考えたものであった。トロイカの三人についてはヴェスタルプ、フーゲンベルクとプロイセン邦議会議員ヴィンターフェルト (F. v. Winterfeld) が考えられていた。ヴィンターフェルトはフーゲンベルク寄りであったから、ヴェゲナーやクヴァーツ、シュタインホフらが目指したものが何であったか明白であろう。

(17) 参加した邦連盟は、ベルリン、ブレーメン、グレンツマルク、ハンブルク、東ハノーファー、南ハノーファー、ヘッセン・ダルムシュタット、メクレンブルク・シュヴェーリン、オルデンブルク、オズナブリュック、ポツダム I、ポツダム II、テューリンゲン、東ヴェストファーレン、西ヴェストファーレンであった。

Dörr, a. a. O. S. 444. Anm. 125.

(18) フライタークローリングホフェンも、そのように述べている。

「……フーゲンベルクへの支持はしだいに増大していった。しかし一九二八年七月の党代議会においては、彼の党首立候補は敵対者達によって真面目に受け取られなかったし、彼の友人達によっても可能なものとは見なされなかった。……」 Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 54f.

先に述べたトロイカ案も、その一つの現われである。

(19) シュランゲ||シェーニゲンは次のように述べている。

「……ヴェスタルプは、自分の地位を守る為に闘うのを拒んだ。彼が闘っていたならば、敗れなかったであろう……」 Schlange-Schänigen, a. a. O. S. 33. cf. Leopold, op. cit. p. 51f.

(20) 後に人民保守派が党を割ってからフーゲンベルク直系の党機関が党分裂を総括した「叛乱」というパンフレットがある。フーゲンベルク側から見た党分裂、人民保守派の誕生という点で、貴重な史料である。ここでは、この票数非公開がヴェスタルプ側のシュランゲ||シェーニゲンの提案によるものだと述べられている。

Die Abtrünnigen, Die Geschichte einer Absplittterung, die die Festigung der Partei brachte, Deutschnationale Schriftenvertriebsstelle, Berlin 1930. S. 46f.

(21) Vgl. Gaertingen, H. v., Deutschnationale Volkspartei, in: Das Ende der Parteien 1933, a. a. O. S. 547. Anm. 10.

既に党首選に向けてプロパガンダに明け暮れていた八月、フーゲンベルクはベルリンローカルアンツァイガー紙に「プ

ロックかブライか」という題の論文を載せ、「理想という鏡で統合された」ブロックの形成を主張した。ブロックとは、例えば非社会主義とかブルジョワ的とかいう雑多でネガティブな概念で括られる統合性の弱い集団——それがブライ——ではなく、一つの目的の為に強固に団結した、純粋な理念的同志による集団なのであった。

Hugenberg, A., „Block oder Brei“ in: Berliner Lokalanzeiger v. 26-28. Aug. 1928.

指導者原理については彼自身次のように述べている。
「私は選りすぐられた少数による——選挙によるのではない——政府を信奉する。私は演説家ではなく指導者を信奉する。言葉は活動の敵である。ゆえに私は、強い意志を持ち、合理的決定を遂行する力を持つ強力な人物による統治を信奉する」

Eiserne Blätter Nr. 7. v. 12. Feb. 1928 (Chanady, op. cit. p. 82)

(22) リンダイナーは一九二八年一〇月二六日付の論文で、政策決定上の議員団の優位を主張している。

Die Abtrünigen, a. a. O. S. 48.

(23) 同党邦連盟議長がすべて同会に加えられ、そのうち二一名までが一九二八年から翌一九二九年までの間にフーゲンベルク支持者に替えられた。又、党首権限の拡大については党指導部内で採決したところ、九割が賛成したという。

Freitagsh-Loringhofen, a. a. O. S. 55.

(24) 議員団と党の関係について、ヴェスタルプは日頃から「政治危機に際しての議員団の優越的責任と自律活動性」を主張していた。

ワイマール共和国における人民保守派(II)

Bracher, a. a. O. S. 283.

(25) この議員団の姿勢に対して、いくつかの邦連盟から抗議が行われた。ヴェスタレプにあてられた東ハノーファー邦連盟のナッツマー(v. Natzmer)の書簡は、その代表である。Ebenda. S. 283. Anm. 126.

(26) 既に一九二八年五月総選挙で、資金不足に悩む党首脳はフーゲンベルクに援助を請うたが、自己の政見不採用を理由に断られしつ。

Gaertingen, a. a. O. S. 546.

(27) ヤング案本文はホルケンバッハにある。
Horkenbach, C., Das Deutsche Reich 1918 bis Heute, Bd. I. Berlin, 1931. S. 356 ff.

(28) 同法案最終修正後の各条文は次の通りである。
国会は国民請願に際して次の法を制定する。それは共和国参議院の賛成をもって公布される。

第一条 共和国政府は外国勢力に対して、速やかかつ厳かに以下のことを知らしめねばならない。即ちベルサイユ条約によって強制された戦争責任の認識が歴史的眞実に反するものであり、誤った前提に立つもので、国家の権利にとって耐え難いものであるということである。

第二条 共和国政府はベルサイユ条約第二三一条、四二九条、四三〇条を公式に無効化するよう努めねばならない。さらに、占領されている領土が速やかに無条件で、そしてドイツ領へのいかなるコントロールをも排して、明け渡されることに努めねばならない。

第三条 戦争責任条項に基づいた外国勢力に対する新規負担、義務は、受け入れられない。……

第四条 条約第一章第三条について外国と協定を結び、調印した首相・大臣、全権代表は刑法第三章九十二条に定められた罰に服す。第五条省略。

Jonas, a. a. O. S. 43f. 尚修正前の第四条には大統領も対象に含まれていた。

しかし一方で、産業界がヤング案に対して比較的冷静であったことも事実である。ドイツ工業全国連盟は、社会民主党の政権排除と工業利益を尊重する政権の樹立を条件に、ヤング案受け入れが可能であることを表明している。

(29) 憲法第七十三条及び第七十五条において国民請願の処理が次のように定められている。即ち、有権者の一割以上が法案提出の為の請願をした場合、政府はそれを国会に上呈し採決に付す。可決すればそれで良いが、国会で否決された場合も国民投票に付される機会が与えられる。そして有権者の可半数が賛成票を投じれば、国会の議決に拘らずその法案は成立する。

(30) Vgl. Deutsche Allgemeine Zeitung, v. 12. Sep. 1929.

(31) Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 63f.

又この二者択一に対してフリーゲンベルクは、後に「ハルツブルク戦線」を形成することで彼の結論を下すのである。

(32) Bracher, a. a. O. S. 283f.

(33) Ebenda

(34) Jonas, a. a. O. S. 53. Anm. 1.

Vgl. Gaerttringen, a. a. O. S. 549.

(35) Chanady, op. cit. p. 85.

Die Abtrünigen, a. a. O. S. 10.

(36) 一九二九年一〇月二七日に行われた。躍進したのが中央党

(二八議席から三四議席——以下同様)、社会民主党(一六から一八)、国家社会主義ドイツ労働者党(〇から六)、農民党(〇から三)、現状維持は民主党(六)、人民党(七)、その一方で国家人民党は七議席から三議席に転落していた。

Vgl. Horkenbach, a. a. O. S. 290.

(37) 「……シュトレゼマンの死は、人民党内の人々に新しい道を開いた。中央党は——私はそれを保証できる——社会民主党との袂別を断行し、一貫した共和国改革、財政改革を共に行う為右翼内部の浄化を待っている。フリーゲンベルクの個性と全独連盟の方向性は、中央党にとって克服できない妨げと見なされている。……」

書簡全文は「叛乱」にある。尚この手紙事件から第一次党分裂までの経緯も、同書に詳しく述べられている。

Die Abtrünigen, a. a. O. S. 4f.

(38) シュトレゼマンの死を契機に人民党、中央党そして「穏健化した」国家人民党が国民的、反社会主義的ブロックを作る構想は、軍部のシュライヒャー、工業界のドゥイスベルク、農村同盟のクリークスハイムそしてDHVの支持を受けていた。ドゥイスベルクは国家人民党内に反フリーゲンベルク工作資金二万マルクを流していた程である。

Leopold, op. cit. p. 68. p. 210. fn. 72.

(39) こうして自由法は国会で否決、続いて行われた国民投票でも過半数を得られず否決された。

ヤング案反対闘争における右翼の得票数

一 一九二八年五月総選挙の右翼政党得票計

六、八九〇、〇〇〇票

二 国民請願署名数(一九二九年九月〜十一月)

四、一三〇、〇〇〇人

三 国民決定投票の際の賛成票数（一九二九年二月三日）

五、八四〇、〇〇〇票

Bracher, a. a. O. S. 283f. Anm. 128.

(40) 私見の内容については「叛乱」に詳しい。

Die Abtrünnigen, a. a. O. S. 10.

(41) 党分裂の日特別メモが、ヴェスタルプ文書にある。

Westarp Akten (Bracher, a. a. O. S. 284. Anm. 133)

IV 結びに替えて

一九二九年二月、一二名の国会議員が国家人民党を離れた。⁽¹⁾

しかしながら、当然予想された地方組織、一般黨員の脱党は最小限度に留められた。⁽²⁾ それは一つには、一貫したヴェスタルプ派の抑制方針、フーゲンベルクによるプロパガンダの激しさの結果であったが、何よりも党首及び指導部が党組織を把握していたことが主原因と言えるであろう。一二議員脱党の影響は、一部邦議会議員等に留まった。例えばリンダイナーは、プロイセン邦議員をも経て地元で強固な基盤を持っていた筈であったが、ヘッセン・ナッサウ拡大党幹部会によって一〇三対六の票数で自己への反対を決議されている。⁽³⁾

一二議員は議席を放棄せず、⁽⁴⁾ 国会内でドイツ国家活動共同体 (Deutschnationale Arbeitsgemeinschaft) という会派を形成した。これは間もなくラントフォルク党との提携にも成功し、キリスト教国民的活動共同体 (Christlich-nationale Arbeitsg-

ワイマール共和国における人民保守派(II)

emeinschaft) に発展する。一二名の議員によるこの共同体は、ベーレンス、ハルトヴィヒ、ヒュルザー、ムムらが一九二九年一月二八日、キリスト教社会人民奉仕団⁽⁵⁾ (Christlichsoziale Volksdienst) 結成に参加、シュランゲル・シェーニゲンがラントフォルク党に加わってからも活動を続ける。そして翌一九三〇年一月二八日、ベルリンにおいて従来からの同志を結集して人民保守連合 (Volkskonservative Vereinigung) を誕生させたのである。同連合は、共和政初期以来の青年保守主義者が初めて持った政治団体であり、数的に微弱ながら思想的影響力は強いものがあった。書記長に選ばれたトレヴィラスは次のように述べている。自分達は、真正なる保守主義が現実の政治において実現されるよう望む。自分達の大目標は、政党的思惑を離れて祖国を悲惨な状態から救うであろうところの、真の国民的共同体への到達にある。その為に、常に大きな連合へ発展する用意がある。⁽⁶⁾

「今ナシヨナリストの陣営では大きな分解が始まった。一方の側にはナチスがあり、もう一方には人民保守派がいる。前者はすべての善なるものに反対する革命を熱望しており、後者は、国家の枠内での活動によってナシヨナリストの勢力を強め……他の国民的ブルジョワ政党との協調によって国家再建の基盤を創ろうとするものである」⁽⁷⁾ 又、ヘッチは人民保守連合をもって、従来からの自己の主張であった保守主義者の「トリーデモクラシー」へのアプローチの第一歩と評価し、位置づけた。

人民保守連合の出現は、ブルジョワ系ジャーナリズムからも好意をもって迎えられた。⁽⁸⁾ そうしたものの中に中央党のゲルマニア

紙も含まれている。⁽⁹⁾ 人民保守派の政治的誕生は、共和政末期の政治危機に際して保守主義者のとった一つの対応であり、それは共和政初期以来の系譜を引き継いだ青年保守主義の具現でもあった。一九三〇年三月、政治危機の中で崩壊したヘルマン・ミュラー大連合内閣に替って中央党のブリュニンクが、議会に基礎を置かぬいわゆる大統領内閣を形成すると、人民保守派は同内閣に自己の理念——国民的・キリスト教的・非社会主義的勢力を共和政の枠内に結集する——の実現を託した。ブリュニンク内閣の労相にはシュテーター・ヴァルトが就いており、一方でトレヴィラヌスも被占領地相として同内閣の主要閣僚の一翼を担った。人民保守派は、こうしてブリュニンク時代を構成する一要素となるのである。

他方、国家人民党に残ったヴェスタルプ派はいかなる方向に展開したのであろうか。ヴェスタルプ、その側近ドリアンダー、そして農村同盟のシーレといった人々を指導者にしたこのグループは、正に共和政中期から利益団体と結びついて来た議員団主流派そのものであった。彼らは、先に述べた根拠をもって一九二九年の党分裂には参加しなかった。しかしながら一九三〇年夏、ブリュニンク内閣が国会において危機に陥った時——それは同時に、ブリュニンクが大統領の無条件命令によって遂行せんとしていた、農業救済を含む緊急命令統治が危うくなった時であった——主として農業利益擁護のために、彼らは初めて行動を起こしたのであった。ヴェスタルプ派、約三〇名の国会議員は一九三〇年七月、国家人民党を脱党した。彼らはブリュニンク内閣に、

ヒンデンブルクへの忠誠と農業利益の実現、社会主義からの絶縁といった自己の理念実現の担い手を見ていた。同内閣には、シーレが大統領直々の指示で農相となって加わっていた。

かくして、一九二九年に国家人民党を脱党した人民保守連合の人々と、一九三〇年に脱党したヴェスタルプ派の人々は全く異質の集団であり、全く別の理念を持ったにも拘らず、ブリュニンク内閣の支持に接点を見い出すことになる。一九三〇年九月、両者は合体して保守人民党 (Konservative Volkspartei) を結成し、ブリュニンク与党たらしめたのであった。

人民保守派は、ブリュニンク内閣に自己の理念の実現を託した。同派の政策についての考え方は、ブリュニンク内閣の諸政策と密接に関連している。その点の検討は、稿を改めて行いたい。ともあれ人民保守派は、敗戦以来ドイツの保守主義が直面してきた問題に対する一つの答を出した。彼らは共和政を自己が保守すべき対象の枠に入れた上で、ドイツ的・国民的・キリスト教的・非社会主義的理念に基づく政治的結集を、その答としたのである。そしてその理念こそ、ボン民主政における保守派の基本的な考え方の一つを形造っているものと言えよう。

註

(1) 一二名の議員の内分けは次の通り。

クレネは社会主義的小工場主、レヨイネンクは官吏出身で法律顧問、トレヴィラヌス、リンダイナー、コイデルは青年保守派グループのメンバー、ヘッチは歴史や外交を専門と

する大学教授、ラムバッハはD H Vの代表的人物、ハルトヴィヒは党内組織の一つであるドイツ国家労働者連盟の議長、ヒュルザーも同様なドイツ国家農業労働者連盟の議長、ムム及びベーレンスは従来からのキリスト教社会派、以上である。

尚出身選挙区は、ラムバッハ、ハルトヴィヒ、クレネが全国リスト選出、ベーレンスは東プロイセン、コイデルがフランクフルト a. d. O.、シュランゲル、シェーニゲンがボンメルン、レヨイネ、ユンクとヒュルザーがブレスラウ、トレヴィーラヌスが北ヴェストファーレン、ムムが南ヴェストファーレン、リンダイナーがヘッセン・ナッサウ、そしてヘッチがライプチヒであった。

(2) 公式の記録によれば、この事件による黨員数の著るしい減少は見られなかったという。彼らを確固として支持したのは、組織体としてはD H Vのみであった。

Chanady, op. cit. p. 88.

(3) Bracher, a. a. O. S. 287.

(4) 議席放棄については、フーゲンベルク側と激しい論争があった。

Vgl. Freytagh-Loringhofen, a. a. O. S. 77f.

(5) 国家人民党脱党グループの一部と、一九二四年にヴェルテルンベルクで結成されたキリスト教人民奉仕団が一九二九年、合流して結成した。

(6) Ursachen und Folgen. a. a. O. Bd VII. Nr. 1589.

又、彼らが目指した新しい保守主義の方向性の一例として、D H Vのヘルマン・ウルマンが「精神的保守主義から政治的保守主義へ」の移行という考え方を提示している。

ワイマール共和国における人民保守派(II)

Ullmann, H., Die Rechte stirbt = Es lebe die Rechte, Berlin 1929. S. 38ff.

(7) Volkskonservative Stimmen I/8 v. 22. März 1930 (Jonas, a. a. O. S. 59)

(8) Vgl. Deutsche Allgemeine Zeitung, v. 29. Aug. 1930.

(9) 「…国家が、実際機能し得る野党の欠如や、積極的に国家を支えようとする右翼勢力の欠如に苦しんでいると考える人間は、人民保守派の出現を支持すべきである…」
Germania Nr. 54. v. 2. Feb. 1930 (Jonas, a. a. O. S. 60)